

令和7年第6回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年5月26日（月）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 13名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
12番	坂本 正行	13番	境 政一	14番	長谷川一夫
15番	原 範子				

○欠席委員 1名

11番 鈴木 茂

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長	岡野 康宏	局長補佐	菅野 裕之
主幹	山本 宗宏	主事	木内 俊介

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 現況確認証明願について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
議案第5号 神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について
議案第6号 神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置及び運営要項の改正について
議案第7号 神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議事内容

議長	<p>(開会：午後3時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第6回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員でございますが、11番鈴木茂委員より欠席する旨の届出がありました。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
議長	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、2番飯田等委員、5番溝口竜生委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第7号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願ひいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号「農地法第4条の規定による許可について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、議案第1号の申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>はい、事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、申請人が木造平屋建1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3番松沢吉通委員。</p>

	3番	はい、3番松沢です。議案第1号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年5月19日（月）、現地調査は、坂本農地部会長、原委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長		地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
8番		はい、8番田内です。5月24日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。以上です。
議長		事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
		(「議事進行」の声あり)
議長		ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議長		ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長		(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。はじめに番号1について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長		はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は戸建住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局		はい、事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、譲受人が木造平屋建1棟、木造2階建2棟の戸建住宅を建築する計画であり、計画面積は適正と思料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。他法令との調

	整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3番松沢吉通委員。
3番	はい、3番松沢です。議案第2号、番号1の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。
12番	はい、12番坂本です。現地周辺は住宅街化しており、事務局及び現地調査委員の説明のとおり、地区担当委員としても許可相当と思います。以上です。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	次に、番号2について、事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。
事務局	はい、事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と思料されます。申請内容は、太陽光発電業者が太陽光パネル180枚を設置する計画であり、用排水

	計画や被害防除計画も適切であることから、周辺農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が添付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3番松沢吉通委員。
3番	はい、3番松沢です。議案第2号、番号2の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。
議長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 (「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議長	(議案第3号) 次に、議案第3号「現況確認証明願について」を付議いたします。 事務局に説明を求めます。事務局。
事務局	はい、事務局の山本です。議案第3号についてご説明いたします。願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、30年前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月14日撮影、空中写真が添付されております。以上でございます。
議長	続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。3番松沢吉通委員。
3番	はい、3番松沢です。議案第3号の現地調査結果をご報告いたします。調査日及び調査委員につきましては、議案第2号の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は、事

	<p>務局説明のとおりでございます。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり、非農地に認められると判断いたしました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は、願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。</p>
議長	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。本案件について15番原範子委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(原範子委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている7筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p>
農林課	<p>はい、農林課の富田です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は、貸借期間が15年間の農地が2筆、貸借期間が10年間の農地が5筆です。始めに、貸借期間が15年間の農地につきましては、畑の新規集積は2筆で3,522m²です。次に、貸借期間が10年間の農地につきましては、田の新規集積は5筆で4,662m²です。合計7筆で8,184m²の集積予定です。以上でございます。</p>

	<p>議長 ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>ここで、議事参与の制限を解除し、原範子委員の着席を認めます。</p> <p>(原範子委員 着席)</p>
議長	<p>(議案第5号)</p> <p>次に、議案第5号「神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第5号について事務局よりご説明いたします。</p> <p>当該議案につきましては、関係法令の事項及び他自治体農業委員会における当該規則等の事例を基に、内容を精査し、条文を加除訂正するとともに、整理したものでございます。その他、当該規則の内容等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>参考資料として新旧対照表を配布いたしますので、お目通しください。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩：午後3時48分～午後3時56分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(議案第6号) 次に、議案第6号「神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置及び運営要項の改正について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第6号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、関係法令の事項及び他自治体農業委員会における当該要項等の事例を基に、内容を精査し、条文を加除訂正するとともに、整理したものでございます。その他、当該要項の内容等につきましては、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。
議長	参考資料として新旧対照表を配布いたしますので、お目通しください。 ここで、暫時休憩いたします。
	(休憩：午後3時58分～午後4時04分)
議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。
議長	(議案第7号) 次に、議案第7号「神栖市農地利用最適化推進委員の辞任について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第7号について事務局よりご説明いたします。お手元の議案書のとおり、令和7年5月13日付で多辺田克好推進委員より辞任届が提出されております。推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に基づき農業委員会の同意を得ることが必要となっていることから、その辞任について皆様にお諮りするものでございます。また、同意がなされた場合に、その推進委員の欠員の補充に関することや、その欠員となった担当

	地区の取り扱いにつきましても、当該議案に関連する内容となりますので、併せて皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。
議長	ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。 14番、長谷川一夫委員。
14番	はい、14番長谷川です。私の担当する区域の推進委員が辞任することですが、直ちに補充することは必要ですか。
議長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。推進委員が辞任した場合の補充についてでございますが、法令上、推進委員の補充が必要な場合に関する規定はありませんので、必ずしも、推進委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はありません。ただし、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなつた場合には、速やかに推進委員を選任することが適当であると考えられます。補充選任については、先程審議して頂いた神栖市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の定めにより、補充する場合も通常の推進委員の選任手続と同様に、推薦・募集等の手続を行うことが必要です。事務局からは以上でございます。
議長	その他ございますか。14番、長谷川一夫委員。
14番	はい、14番長谷川です。必ずしも推進委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はないとのことです、改選後まだ2ヶ月でもあり、このあと7月頃から農地パトロールもあります。地区担当委員としては欠員のままだと支障をきたすので、早急に補充して頂きたいのですが、いかがでしょうか。
議長	長谷川委員から早急に補充して頂きたいとのことですが、早急に補充した場合、いつ頃の委嘱になりますか。事務局。
局長補佐	はい、局長補佐の菅野です。早急に補充して頂きたいとのご質問でございますが、早急に募集の準備をしてから、6月中の募集を経て7月中旬までに評価委員会で評価したのちに7月の総会に提出することは可能と思われます。ただし、募集する際、規則の中では広報紙及び市ホームページでの募集となっていますが、6月中の募集となりますと広報紙掲載が間に合わず、市ホームページ掲載のみとなります。事務局からは以上でございます。
議長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。

	(「議事進行」の声あり)
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することとし、早急に推進委員の補充を行うことにご異議ございませんか。</p>
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認め、原案のとおり承認することとし、早急に推進委員の補充を行うことに決定いたします。
議長	<p>(報告案件)</p> <p>次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第3号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長	<p>はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第3号までを一括して、事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が2件、非農地通知申出書が1件、合計3件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局及び所有者から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、いずれも内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局及び所有者へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は5件で、権利取得理由は相続ということで届出を受理し、専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございますが、通知人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりで、受理件数は2件でございます。事務局からは以上でございます。</p>
議長	ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。
議長	<p>ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして令和7年第6回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会：午後4時12分)</p>

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人